

● 国民健康保険税を滞納すると 医療費が全額自己負担になります ●

国民健康保険制度は加入者の皆さんが税を出し合い、病気や怪我をしたときの医療費に充てる制度です。国民健康保険税を滞納すると国保の健全な運営に支障をきたし、国保税率の上昇の要因のひとつになりますので、国保税は必ず納付期限までに納めましょう。

納税義務者は世帯主です

国保税を納めるのは各世帯の世帯主です。

また、世帯主が国保以外の保険に加入している場合でも同じ世帯に国民健康保険加入者がいるときは（※1）擬制世帯主となり、その世帯主に国民健康保険税が課税されます。

悪質な滞納者には今後、法的措置を行使します

国民健康保険税の滞納が続いた場合は通常の国民健康保険者証の交付ができなくなりますので、担当者にご相談ください。

特に悪質な滞納者（納付相談・納税指導等に向いていない世帯主・納入意識が極端に低い滞納者）には今後、法的措置を行使していくことになります。

被保険者資格証明書

特別な事情もなく1年以上滞納すると保険証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付されます。この資格証明書が交付されると医療機関で受診する際は診療費用の全額を自己負担することになります。

給付の差止め

保険税の滞納が続くと国民健康保険によって支給される療養費・高額医療・出産一時金・葬祭費などの給付が差し止められます。

*****このようなことにならないためにも、国保税は必ず納付期限内に納めましょう。*****

※1 国民健康保険の各種届出や国保税を納める義務は、世帯主にあります。

従って、世帯主が国保の加入者でない場合でも家族の中に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うことになります。

このような国保の加入者ではない世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。

この場合には、世帯主の所得や固定資産税は国保税の課税の対象にはなりません。

● 軽自動車税について ●

軽自動車税は、毎年4月1日現在でバイク・小型特殊自動車（農耕用トラクターやフォークリフト等）・軽自動車などを所有する人に対して課税されます。

「廃棄、処分した」・「人に譲った、売った」場合など届出が必要です。4月2日以降の届出になると、その年度分までは引き続き課税されてしまいますので、3月末日までには手続きを済ませてください。特に、譲渡等では届出を忘れるとトラブルの原因になりますので、お互いの確認をお願いします。

なお、車体を変更した場合や所有者が亡くなられた場合、転出された場合も届出が必要です。ナンバーを紛失された場合も届出がないと課税されます。

下記のとおり車種によって手続きをしていただく場所や必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

車両の種類	手続きの場所等
◎原動機付自転車 〈125cc 以下のバイク〉 ◎小型特殊自動車 〈農耕用トラクターやフォークリフト等〉 ◎ミニカー	◎錦江町役場 住民税務課・住民生活課 登 録：車名・車体番号がわかるものと所有者の印鑑 廃 車：ナンバープレートと所有者の印鑑 名義変更：新・旧所有者の印鑑と車名・車体番号がわかるもの
◎軽自動車（四輪） ◎軽自動車（二輪）〈125cc 超え 250cc 以下〉 ◎小型二輪 〈250cc 超え〉	◎鹿児島県軽自動車協会 （住所）鹿児島市谷山港 2-4-3 （電話）099-261-4011（代表） （受付時間）8：30～12：00 13：00～15：30